

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令（案）新旧対照表

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一〇七十九 (略)</p> <p>八十一 (四一クロロフェニル)―N―メチルプロパン ―ニ―アミン及びその塩類</p> <p>八十一 (略)</p> <p>八十二 一―(四―シアノブチル)―N―(ニ―フェニル プロパン―ニ―イル)―H―インダゾール―三―カル ボキサミド及びその塩類</p> <p>八十三〇百五十 (略)</p> <p>百五十一 N―(一―フェネチルピペリジン―四―イル) ―N―フェニルアクリルアミド及びその塩類</p> <p>百五十二〇百三 (略)</p> <p>二百四 二―(メチルアミノ)―ニ―フェニルシクロヘキ サノン及びその塩類</p> <p>二百五〇百六十六 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一〇七十九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>八十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>八十一〇百四十八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百四十九〇百 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二百一〇百六十二 (略)</p>

